

項目名	税制全体のグリーン化							
税目	環境関連税制等							
要 望 の 内 容	<p>先般の G7 広島首脳コミュニケにおいては、「気候変動、生物多様性の損失、クリーン・エネルギーへの移行に関する行動の速度と規模を増加させる重要性に留意し、我々は、グリーン・トランスフォーメーションを世界的に推進及び促進し、遅くとも 2050 年までに GHG 排出のネット・ゼロを達成するために我々の経済の変革の実現を目指して協働する」とされた。我が国においては、GX 実現に向けた取組のうちカーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法については、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）及び同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（令和 5 年 7 月閣議決定）に基づき、成長志向型カーボンプライシング構想を着実に実現・実行する。</p> <p>また、第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）や現在検討が進められている第 6 次環境基本計画の策定に向けた議論も踏まえつつ、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○ 税制全体のグリーン化 平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p> <p>（住宅の脱炭素化）</p> <p>○ 新たな 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を消費者にとって身近なものとするとともに、供給面でも ZEH の普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>（生物多様性の保全）</p> <p>○ 民間取組促進によるネイチャーポジティブ実現に向けた税制措置の推進 ネイチャーポジティブの実現に向けては、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、様々な分野の施策と連携することとしている。</p> <p>骨太の方針（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）の記載も踏まえ、企業等の民間主体による生物多様性の保全活動を促進するための法制度の整備を前提として、活動主体の取組を支援するための税制措置の検討を進め、法制度の施行までに対応する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円						
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）						

		(改正増減収額)		(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>G7 広島首脳コミュニケでは、経済の強靱性を高めつつ、自然再興・炭素中立・循環経済が達成される経済・社会への転換を統合的に実現していくことが明示されているところである。脱炭素や生物多様性の保全が達成された持続可能な社会の構築のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、「エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年カーボンニュートラルのための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p> <p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p>			
	今 回 の 要	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進

	政策の達成目標		自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	—	
		同上の期間中の達成目標	—	
	政策目標の達成状況		我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。	
		有効性	要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするなどで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
		当該要望項目以外の税制上の措置		—
		予算上の措置等の要求内容及び金額		—
			上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性		第5次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
税制でこれまで特別租税	租税特別措置の適用実績		—	

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—
これまでの 要望経緯	平成 17～令和 5 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。	